

厚岸町議会 平成30年度各会計補正予算審査特別委員会会議録

平成31年 3 月11日

午前10時02分開会

- 委員長（南谷委員） ただいまより平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を開会いたします。

審査を進めてまいります。

議案第10号 平成30年度厚岸町一般会計補正予算を議題といたします。

1 ページです。

第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページから 5 ページは、第1表歳入歳出予算補正です。

11ページ、12ページは、事項別明細書です。

13ページです。

13ページ、歳入から進めてまいります。

進め方は、款項目により進めます。

1 款町税、1 項町民税、1 目個人。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目法人。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項 1 目固定資産税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項 1 目軽自動車税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 項 1 目たばこ税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 項 1 目都市計画税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款地方譲与税、1 項 1 目地方揮発油譲与税。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 2 項 1 目自動車重量譲与税。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 6 款 1 項 1 目地方消費税交付金。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 11 款 1 項 1 目地方交付税。

6 番、室崎委員。

- 室崎委員 予算説明のときに非常にスピードが速かったので、よく追いついていかなかったんです、結構ぼうっとして。それで、あのときにちゃんと言ってるよと言わないで、ちょっと教えてほしいんですけども。

たしか普通地方交付税が最終的に36億円程度になるというようなお話だったと思うんです。そうすると、大体その前の年も、その前の年も大体そのぐらいの線で来てるんじゃないかという気がするんですけどね。これについては、このところ大体安定して、36億円程度、多少の増減はあるでしょうけど、が地方交付税として町の収入と見ていいんだと解釈しておいてよろしいんでしょうか。

- 委員長（南谷委員） 税財政課長。

- 税財政課長（星川課長） 交付税、今回の補正の案件で、まずこの部分につきましては、委員おっしゃられましたとおり、一応36億3,300万円ということで、当初決定されております。これが、これまでの経緯、経過を見ますと、大体その辺のあたりを来てはいるんですけども、実際的には若干減りつつあるというような状況の中で、交付額のほうは下がってきているという状況にはなって、今現在なっております。ただ、これは地方交付税総額全体の、全国的な枠のお話もありますし、あとは厚岸町独自の基礎数値の部分でございますので、一概にずっと同じレベルとはならないのですけれども、例えば今回のように、学校が減りますよといった場合については、1校当たりに入ってくる交付税の額がありますので、それが下がってくるとどうしても需要額が下がりますので交付額が下がってくるという構図になりますので、そういった意味では、若干下がりぎみになるということになってございます。

ただ、来年度、平成31年度につきましては、地財のほうも伸びているということですので、そういったその基礎数値以外のものについては伸びるだろうという想定はしてい

るところでございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎議員。

●室崎委員 基準財政需要額の計算も人口が減れば、たしか 1 人当たり何十万円か違ってくるとかいう、詳しく教えていただければいいけど、話もありますよね。ですから、町の規模が小さくなってくれば、当然基準財政需要額は減ってくると考えなきゃならないですよ。だからそういう中で、あとはいろいろな形の全体的な流れとかそういうものがあるので、今おっしゃったように、大きな流れから見ると少しずつ減っていくというのが、これ町の規模との関係で仕方がないだろうと思うのですが、そういう部分を抜きにしていって、一時何ですか、骨太の方針とか何とか、国のほうが大きく変わりましたよね。そのときに、どんと地方交付税が減るというような話があったんですが、そういうような懸念というのは今のところないと、そういうふうに考えておいてよろしいんですね。

●委員長（南谷委員） 税財政課長。

●税財政課長（星川課長） 交付税、今 1 人当たりどのぐらいが入っているのかというものにつきましては、以前からここは変わらないのですけれども、1 人当たり、町民 1 人当たりに換算すると、20 万円から 30 万円の中で、1 人当たりカウントされているような、結果的にですね、数字にはなってございます。ただ、この部分もですね、人口が減っていくのと同時に、基準財政収入額のほうも下がったり増えたりということもありますので、その辺のこともあって、交付税が調整というか、されて入ってくるということになりますので、一概には言えないのですけれども、大体そんな状況になっているということです。

ただ、そういった中で、今の地財の状況を見ますと、国のほうはとりあえず 3 年間のほうについては、一般財源総額は確保するというスタンスを示しておりますので、以前のような急激に来年から落ちるといようなことにはなってないだろうとは思っておりますけど、ただそういった状況の中にはありますけども、毎年示される地方財政対策、地方財政計画、こちらのほうもしっかりと注視していかなければならないなというのは、しっかりと注視していきたいと思っております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。

13 款分担金及び負担金、2 項負担金、1 目民生費負担金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目衛生費負担金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 14款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目民生使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目衛生使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目農林水産業使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目土木使用料。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 住宅使用料ということで、ちょっとこの金額見させてもらうと、宮園団地ですね、ここがすごく減額が、ほかの団地に比べると多いように感じるのですけれども、この理由というのは何かあるのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 建設課長。

●建設課長（水上課長） お答えします。

宮園団地全体で132戸ございます。主な原因でございますけれども、まずはこの家賃が安い方が入居してきたということで、まず家賃の分で約43万円減。あと、この宮園団地、町の中でも人気はあるのですけれども、要は入退去もちょっと数多くいまして、一度退去することによって、中、要は建物の部屋ですね、ちょっとその部屋修繕しなくてはならないという状況で、ちょっと何か月間がちょっとあいてしまいます。その入退去の影響で約67万円というのが主な減額となった要因でございます。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。（「はい」の声あり）
他にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 目教育使用料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項手数料、1 目総務手数料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目衛生手数料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目農林水産業手数料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 目土木手数料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 目教育手数料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項 1 目証紙収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 15 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目衛生費国庫負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目民生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目衛生費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目農林水産業費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 目土木費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 目教育費国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項委託金、1 目総務費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目民生費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目土木費委託金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 16 款道支出金、1 項道負担金、1 目民生費道負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目衛生費道負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項道補助金、2 目民生費道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目衛生費道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目農林水産業費道補助金。
4 番、石澤委員。

- 石澤委員 この中で、未来につなぐの中で、合板・製材・集成材という項目があるのですが、この予算が増えているのですけど、これの理由が教えてください。

- 委員長（南谷委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） この合板・製材・集成材生産性向上品目展開促進対策事業の補助金でございますけども、当初、林野庁予算が大幅に削減されたことによりまして、北海道に対する森林環境保全直接支援事業補助金、公共補助金のほうが大幅に削減されたような状況がございます。それに伴いまして、厚岸町におきます予算配分も削減といった状況になりまして、このうち予算を確保する上で、造林事業のうち、今申し上げました補助金のほうに転換すること、変更することによって、優位な中での補助金確保ができるといったことがありまして、釧路総合振興局等を通した中で、事業の組みかえをさせていただきまして、315万2,000円の予算を別途確保できたといった内容でございます。

- 委員長（南谷委員） 4 番、石澤委員。

- 石澤委員 これはしたら、森林整備のするためにそれを、予算をとったということになるのですか。

- 委員長（南谷委員） 環境政策課長。

- 環境政策課長（尾張課長） 当初予算の中で組み込んでいました、今いう公共補助金、ここに出ておりますけども、森林環境保全直接支払事業補助金（造林）とありますけれども、この造林事業をもちまして予算組み、間伐事業、さらには下刈り、植栽といった事業を組んでたところでございますけれども、先ほど申し上げました中身の中でももう少し詳しく申し上げますと、間伐事業に対して補助金の率が、配分率が当初我々が要望、

北海道が要望している中の70%を切るような状況になったといったことで、公共事業の中で予算措置ができればよろしいのですけれども、そういったことが難しいといった状況にありまして、釧路総合振興局林務課と相談させていただきながら、この事業のほうに振りかえることが可能だといった状況が判明したものですから、事業転換した中で、当初の事業計画の中では4,955万2,000円に対する補助金として、3,004万1,150円を見込んでいたところでございます。率として60.63%でございますけれども、これらいろいろと補助金等の精査をさせていただきながら、約67%程度逆に上げることができたといった総体の内容になります。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

4目で他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ進めてまいります。

3項委託金、1目総務費委託金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6目土木費委託金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 17款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目利子及び配当金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項財産売却収入、1目不動産売却収入。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目生産物売却収入。

6番、室崎委員。

●室崎委員 シイタケ売却代なのですが、当初予算252万円のところが減額132万円と、当初予算に比べると相当大きいですね。このあたりの経緯を説明してください。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） お答えさせていただきます。

生産物売払収入のシイタケの部分でございますけども、当初に比較して大きく下がっている理由につきましては、私どもは菌床製造以外にその菌床センターにおいてシイタケをパック詰めをして販売するという事で予算計上をさせておりましたが、実は菌床センターの中では町内向けの菌床、それと町外向けの菌床をそれぞれ販売しております。

平成30年度につきましては、町外向けの菌床を実は結構な量つくってございまして、森産業を通じて販売する中で、製造過程における技術的な部分の実は指導がございました。それで、町内向けの売り先の相手方からの希望といいますかね、森産業側からこういう製造の仕方、培養の仕方をやってもらえないかということがございました。それで私どもは町内の、町内向けの菌床、それと町外向けの菌床を売ることにによりまして、町内の皆さんに対する1戸当たりのコストを安定させるという目的がございまして、その町外向けのその希望に沿うような形でその製造、ごめんなさい、済みません。培養の仕方について、いつも以上に時間をかけたということもございます。

それと、あわせてシイタケの生産物の売り払いにつきましては、そのシイタケをパック詰めするために製造するのではなく、菌床、町内向けもしくは町外に受注したものを、例えば1万玉とかそういう単位でつくりますけれども、1日につくる玉が3,564玉というのが上限でございます。これを3日分つくることによって、例えば1万2,000玉に値させるというようなことがございまして、そのはだまですとか、そういうものが出たものからシイタケをパック詰めしているという中で、町外向けのその玉の培養に時間をかけることによって作業員のやりくりの中でシイタケを生産する時間が短くなったと。これに伴いまして、町外向けの玉は販売はできたのですけれども、シイタケの生産物については減少したという結果でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 非常に丁寧に説明いただいたのだけど、簡単に言うと、菌床に大きく力を入れたので、菌床生産に、その製品としてのシイタケ生産そのものが少なくなったと。その分がここに出てくる数字であって、特別何か支障があってなったものではないというふうに考えておけばよろしいんですね。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 私どもとしては菌床センターの役割としては、確かに菌床製造にも重きは当然置きます。さらにはシイタケのこの生産物売り払いについても、本来であればもう少し手をかければよかったのですけれども、結果としては通常の業務の中のやりくりで減少したということでございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 課長さんとしては、生産物としてのシイタケももっとたくさんつくって、そっちでもがっばがっばとお金が入ればよかったのになと思ってるかもしれないのだけでも、今の話聞いていると、現場のそのやりくりの問題でしょう。そうしたときには、この菌床センターというのの第一の目的はキノコ生産者に対してきちんこの菌床を提供すると、廉価に提供するということが第一の目的ですね。それに労力を割いて、その点では十分成果を上げた結果、この生産物については少なかったというのであるならば、そのようにはっきり胸を張って言うていただかないと、いやいや、こっちのほうもやりたかったけどできなかったな、残念ですというような答弁をここでなされると、現場が萎縮しますよ。その点は十分お気をつけて答弁していただきたい。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） そうです。私どもとしては、今後も引き続き菌床製造は当然のことながら力、第一の大切な仕事でございます。その中で、生産物売り払いについても今までどおり、菌床を第一に考えながら引き続き努めてまいりたいと考えております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

2 目、ここで、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

18款 1 項 寄付金、1 目 一般寄付金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 目 民生費 寄付金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 目 農林水産業費 寄付金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 21款 諸収入、1 項 延滞金加算金及び過料、1 目 延滞金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項預金利子、1目町預金利子。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4項受託事業収入、5目土木費受託事業収入。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6項、3目雑入。

6番、室崎委員。

●室崎委員 ここで、厚岸情報ネットワーク損害賠償金というのが出てくるのです。額こそそんなに多くないのですが、損害賠償金が出るということは何か事件があったのかな、あるいは事故があったのかなと思われるので、そのあたりの内容を説明してください。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 申しわけございません。

これは町の光ケーブルといいますか、情報網の光ケーブルが町内にいろいろとたくさん網羅されておりますけれども、それぞれの方が、例えば住宅を新築したり、何かを家の前で作業をしたり、あるいは建設屋さんが重機でもってとか、そういった電線がある環境の下で作業をした場合に断線をしてしまったと、この件が個人で残念ながらぶつかってきてしまったというのが2件、それから1件は建設事業中に重機でもって誤って引かけてしまったと。これでそれぞれ損害を与えたということで、その修理費相当分を損害賠償金として受け入れさせていただきたいということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 当然、こういうようなことのないように注意を喚起するとかということはやっているのだと思うのですが、ある程度不可抗力というか、全体の件数の中で何件ぐらいはどうしても出てくるという範囲内だと考えておけば、よろしいですね。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） やはり大切なものでございますので、何とかゼロとなるように今後広報を普及したいなど、実はそう思っているところでございます。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 進めてまいります。
22款 1 項町債、1 目総務債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目民生債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目衛生債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目農林水産業債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 目商工債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 目土木債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 目消防債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 目教育債。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。
次に、27ページです。歳出に入ります。
1 款 1 項 1 目議会費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目簡易郵便局費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目職員厚生費。
12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 34ページになりますけれども、ストレスチェック委託料、ここで39万円減額になっていますけれども、この理由についてまず説明を求めます。

- 委員長（南谷委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） このストレスチェックでございますけれども、当初予算上では何とか全職員に受検していただきたいということで見ておりました。これは残念ながら強制ではございませんので、私ども積極的に受検するようにお願いしておりますけれども、結果的に322名にとどまったということで、70名ほどが受けていない状況でございます。その分が減額ということでございます。

- 委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

- 佐々木亮子委員 強制ではないということですが、やはりストレスチェック、どれだけ自分がストレスがたまっているのかですとか、そういうチェックというのはとても職場においては大事だと思うのです。70名ほど受けていない、これ結構多い数だと思うのですけれども、やはりもっと多くの方に、強制ではないですが、ストレスチェックを受けていただきたいなと思うのですけれども、そのための努力というのでしょうか、強制ではないですが、何かそういったことはされているのでしょうか。

- 委員長（南谷委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 先ほど当初予算で400名、実は400名を見ていたのです、これは全職員ですね。実際この当時の、去年の8月の時点ではですね、375人が全数でありました。そのうち322名ということで、約53人、先ほど70名というのは53人でありました。失礼いたしました。

私ども非常に職場内においては、健康管理においては、皆さん職員も意識向上を図ら

れておりますので、そういった部分ではこれだけの方が、逆に言えば受検していただいているという部分もありますし、何らかの事情で受けられなかった方もおると思いますので、また来年に向けてまたさらに受検していただくような、何らかの取り組み、こういったことはやはり当然継続的にやっていきたいと、このように考えてございます。

●委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 ぜひお願いしたいと思いますが、これストレスチェック第一段階のチェックだと思うのですが、このストレスチェックによって何か異常という言い方あれですが、何かそういった不安な要素が見つかったですとか、そういった方というのはいらっしゃるのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） ストレスチェックを始めて3年目といたしますが、なんですけれども、いずれの、一昨年と初年度、約31人の方が実は抗ストレスということで、普通の方より高くストレスを感じていらっしゃるということだと思うのですが、これが実は昨年4名増えまして35人というふうになっております。これは決して大きな数字ではありませんので、抗ストレス者が現場的には増えてはいるのですが、さほど何かがあったかなということは実は捉えておりません。

今般その中で、その後個人の申し出によって産業医、お医者さんと面接指導を受けることができます。これに至って受検した、診断を受けた方がお一人いるということで、それ以降のご本人は元気に職場で働いておりますので、引き続き産業医との、何かあれば連絡指導いただけると、そのような体制で取り組んでいるストレスチェックでございます。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。

4 目情報化推進費。

3 番、堀委員。

●堀委員 ここに共聴巻き取り整備事業についてお聞きしたいと思います。

本年度各戸の共聴の巻き取り事業をやられたのですが、総体的に1件当たり大体事業費として幾らぐらいになったのか、またそれに対しての個人負担がどのくらいになったのか、教えていただきたいと思うのですが。

●委員長（南谷委員） 委員会を休憩いたします。

午前10時33分休憩

午前10時40分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。
総務課長。

●総務課長（松見課長） 貴重な時間でありますのに、大変長時間割いてしまいまして大変申しわけございません。

厚岸情報ネットワークの共聴巻き取り整備事業について、御質問にお答えしたいと思います。

まず、今般の事業費は全体で7,020万円であります。これは町の契約であります。対象者は3地域で438人。内訳を申し上げますと、宮園鉄北が235、それから光栄地区が190、湾月が13であります。このほかに、個人負担をしていただきまして整備したものがあまして、お1人2万4,192円、これが438人でありますので、1,059万6,096円、先ほどが7,020万円、個人負担と町負担合わせて総合計8,079万6,096円という事業費で、町負担のほうでは個人単価は16万274円となったところでございます。

●委員長（南谷委員） 3番、堀委員。

●堀委員 そうすると、新年度予算のほうでもまた新たな地区がやるんですけれども、当然このくらいの額は個人負担もかかってくるんだよということでもいいのか。あと、それと今回減額、精算補正ということで288万4,000円が減額となっていることから、恐らく当初の事業費7,020万円からの減額ということなのでしょうけれども、これは個人のほうもこれにあわせて減額になるのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 結果的に入札といいますか、そういった執行減ということは来年もあると思うのですが、設計自体は同様な内容で受けて設計を考えております。ですから、設計金額は事業規模によって違うと思いますけれども、多少変わるとは思います、入札減でまずどれくらい出るのかということで、町負担の状況がまず変わります。

もう一つのほうは、個人負担のほうでありますけれども、これは結構今回は比較的数量が多い状況であります。これを町としては来年、あるいは次の年度も引き続いて予定している事業でございますので、同一機種を当然入れなければならないわけですから、ある程度総体的な、見込んだですね、全体事業を見込んだ単価を実は今回お示しをさせていただいて負担していただいておりますので、何とか来年も同じような単価で、できれば同じ単価で値上がらないような形で事業者と協議させていただきたいと、そのように考

えているところでございます。

- 委員長（南谷委員） よろしいですか。

4目で他にございませんか。

（な し）

- 委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

5目交通安全防犯費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 6目行政管理費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 7目文書広報費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 8目財政管理費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 9目会計管理費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 10目企画費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 43ページです。（「企画費あります」の声あり）

10目企画費で6番、室崎委員。

- 室崎委員 2点お聞きしますが、まず1点目から。

まちおこし補助金というのが、1,000円の減額になっているのです。当初予算でもこれ1,000円つけておいたのですよね。これ、途中で大きな変動があったのかどうか。そしてここで1,000円の減額をするということの意味ですね、それらについて説明してください。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 当初予算におきまして、まちおこし補助金の1,000円の計上していた理由は、まちおこし基金の運用益から1,000円の予算計上をしておりました。要綱上、この利子は基本的にはこの補助金でまずは使うと、優先順位ですから。使わなかった場合は、使う目的がなかった場合は、今度は基金に積み上げるということにしておりますので、今回は補助金を1,000円減額して、次の事業でまちおこし補助金基金1,000円計上ということで、使い道を振りかえたという理由でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 次に聞こうと思っていた基金が1,000円というのの意味は分かりました。それでお聞きしますが、そうすると今回まちおこし補助金というのは1年間全然利用されなかったと。早く言えば、これ不用額と同じようなもんですよね。1,000円入れておいて、その1,000円減額にするというのだから、結局1年間その予算項目何にも使われないと不用額で落とすということがよくありますけれども、それと同じ現象がまちおこし補助金で起きたと捉えればいいんですか。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 毎年度このまちおこし補助金を使用していただくように、この情報は各団体にも通知してあります。それから広報にも、この活用をして事業を起こしていただきたいという周知は図っておりますけど、残念ながら平成30年度についてはそういう団体が申し出がなかったということにより、今回減額になったという理由でございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 まちおこし補助金というのは鳴り物入りでできた制度なんですよ。そしていろいろなところが使ってたんですよ。それがね、広報にも書いてあります、文章は出しました、だけど誰も使ってくれませんか、やはりこの制度の趣旨からいって、やはり町としては駄目だと言いますが非常に残念ですね。

やはり今後の話ということになると、これ補正じゃなくて新年度なんだけど、この程度はちょっと委員長勘弁してください。これはね、やはり来年度に向けて、相当にまちおこし補助金というのが使われてないという現象を重く受けとめて、きちんとやはりそれぞれの民間活力を高めるための、これは非常に大事な制度ですから、ここは重要に考えて施策を進めていただきたい。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 町といたしましても、ご質問者と同じような気持ちを持ってございます。ただ、この補助金の制度上、その団体が継続した事業が、継続して当初まちおこし補助金を活用して行った事業が継続していけるという、最初の初期段階の支援という意味がございします。ですから、継続して行っている事業として根づいている事業も町内にはあります。例えばの例ですけどカキDEござ〜るとか、これはもう20回も続いている事業です。町の中のいろいろな若者、それから女性の方々、各団体と大勢の方々がこの事業にかかわっているという事業として根づいているものもございします。ただ、おっしゃられるように新しいものもやっぱり当然取り組んでいただきたいという気持ちは町で持ってますので、そのあたりはもっとさらに推進できるように取り組んでまいりたいと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。
他にございせんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。
43ページです。11目財産管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 12目車両管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2項徴税費、1目賦課納税費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3項1目戸籍住民登録費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4項選挙費、1目選挙管理委員会費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2目道知事・道議会議員選挙費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5項統計調査費、1目統計調査総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6項、1目監査委員費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費。
4番、石澤委員。

●石澤委員 ここで福祉灯油のことで聞きたいのですけども、これ今回74万7,000円ですか、マイナスなってますけども、ここの対象になった人数は何人で、どうしてこれが残ったのか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 福祉灯油につきましては、例年60リッターの交付だったものを、12月の議会で補正をいただきまして100リッター分を交付をするということで、予算の議決をいただいております。このときは単価が100円を超えていましたので、その分で105円の、単価105円、100リットルで474件、平成、その前の年の実績を見ておりました。今回、結果としては単価が96.12円、年が明けまして単価が下がっておりますので、その96.12円の100リットルで440件ということで、今回の補正ということで74万7,000円を減額するという形にしております。

大体その年によって人数はばらつきがありまして、大体420件くらいから多いときで470件くらいまでになったり、その年によって申請にばらつきがあるというような状況でございます。

●委員長（南谷委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 今年の冬、すごく寒かった時期が何日かありまして、その中で福祉灯油助かったという意見も、声もありました。この470件ずっと推移しているということなんですけれども、高齢者も増えて472戸かな、増えてきているし、年金生活者も増えてきていると思うのですよね。それで、その基準を少し上げるというような方法で、ここの部分というのは調整するということはできないのでしょうか。今、今回はこの値段ですけど、それを調整するようなこともこれから考えていってほしいと思うんですが、その辺はどうなりますか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長(阿部課長) 金額につきましては、その年の12月、1月の高いほうの単価を見て決定をするようにしております。で、昨年は年前に100円を超える単価になってきたという状況があったこと、それから昨年は継続をして、ずっと継続をしていた臨時福祉給付金という制度の高齢者世帯に対しての制度もなくなったというようなことから、100リッターということで12月に補正をさせていただいたという状況でございますので、去年はそういう理由でもって60リッターを100リッターにさせていただいた、去年、済みません、平成30年度はそういう理由でもって増やさせていただいたということでございますので、そういう次年度以降も基本はやはり60リッターということで考えているところでございます。

●委員長(南谷委員) よろしいですか。
他にございませんか。

(な し)

●委員長(南谷委員) 進めてまいります。
2目心身障害者福祉費。

(な し)

●委員長(南谷委員) 55ページです。3目心身障害者特別対策費。

(な し)

●委員長(南谷委員) 4目老人福祉費。

(な し)

●委員長(南谷委員) 5目、61ページです。後期高齢者医療費。

(な し)

●委員長(南谷委員) 7目自治振興費。

(な し)

●委員長(南谷委員) 8目社会福祉施設費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2 項児童福祉費、1 項児童福祉総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 目児童措置費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 目ひとり親福祉費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 目児童福祉施設費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 71ページです。5 目児童館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目衛生予防費。
4 番、石澤委員。

●石澤委員 この公衆浴場のところで聞きたいのですが、高齢者の送迎をやっていると
思うんですが、利用者の人数は今どのぐらいなのでしょう。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 利用者につきましては、湖南地区の高齢者の方で、住宅に
風呂をお持ちでない、もしくは借家等で改築等ができないといった方が対象となってお
ります。そのうち、現在は4 名の方が該当されたわけですが、30年度になりまして
お一人は湖南地区の町営住宅から湖北地区のほうに年前に移られたといった状況があり
ましたし、さらにはご高齢で他の地区にご移動になったということで、現在は2 名の方
が送迎対象となっております。

●委員長（南谷委員） 4 番、石澤委員。

●石澤委員 これは週2 回なんですか。それから、湖南地区の方が対象になっているので
すけれども、湖北のほうに行った方で高齢者の中で結局ひとり暮らしをしていて、とて

もお風呂に入ったりするのがとても大変という方の声があったのですけども、そういう方たちには対象にはなっていないんですね。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） あくまでも公衆浴場が現在ない湖南地区に限った中でのこの制度でございます。それと、運行状況につきましては、火曜日、木曜日を基本としておりますけれども、やはり入浴するに当たりましても現在440円の1回当たりの料金がかかる状況にありまして、利用状況としては週1回といった方のほうが現在多いといった状況でございます。

なお、湖北地区につきましては、現在の持っている要綱の中での対象とはしていない状況でございます。

●委員長（南谷委員） 4番、石澤委員。

●石澤委員 夏の場合、夏でも大変だと思うのですけど、夏の場合に結局湖北でも歩いてこなければならない、距離がすごく遠くて、滑ってお風呂に入れないうような方が何か要望があるんです。それで、デイサービスとかの対象にならなくて、それで元気である方なんですけれども、そういう方に対するこういう公衆浴場への送迎のようなことをちょっと検討してほしいなと思うのですが、いかがですか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在まで直接私どもの課に対してのご要望というのが受けてないのが実態であります。これは広く我々が情動的な中で確認してないのかどうかという問題もありますけども、いろいろとそういった情報があれば、逐次お聞きしながら対策が講じられるものなのかどうか、そういったことを検討していく必要はあるとは認識しておりますので、ぜひそういった情報がお持ちでありましたら、我々の課のほうに情報を流していただくような形をとっていただければと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 私も同じく公衆浴場の件についてですけれども、現在利用されている方、以前は迎えに来る時間が4時ぐらいだったのかな、現在3時ぐらいということで、時間が早まっていると。それでやはり入浴時間にはちょっと早いというような要望があるんですね。それで送迎用の運転手さんがいなくなったとか、そういった理由なんだろうとは思いますが、この時間、迎えに来る時間の変更、そういったことは考えられないのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 我々としまして、いろいろご利用状況につきましてもお話をさせていただきながら、個別のご意見をいただきながら進めてまいりました。過去におきましては、状況的には4時にお迎えにあがって5時以降といった状況の、ごめんなさい、4時半ですね。4時半の1時間入浴いただきまして、ご自宅のほうには6時前に着くといったような状況もありました。

ただし、やはり冬期間の部分含めましてなかなか足元の悪い状況があったり、さらには我々としまして運行状況を考えていく上で、臨時的な中での雇用もありますが、その方のご都合がつかない場合につきましては、職員体制でもって対応させていただくといった中で、既存、ご利用の皆様のご理解をいただいて現在の運行時間に合わせさせていただいているという状況でございますので、改善点があれば、その辺につきましましてはご利用者とさらに検討しながら、利便を図れるところについては協議をしていきたいと考えております。

●委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それともう1点なのですけれども、現在はあくまでも自宅にお風呂がない方となっていますね。ただですね、冬の間だけでも、例えばひとり暮らしの高齢者の方ですと、やはりお風呂を沸かして入るのが大変だと。冬の間だけでもやはりこういった制度を利用できないのかという声があるのですけれども、そういったことというのは、制度拡大というのですか、利用者の拡大というのは考えられないのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 高齢者社会が進んでいる状況の中におきましては、住宅事情含めましていろいろなご世帯があろうかと思えます。

まずもって、我々としましてもいろいろな状況をお聞きさせていただきながら、可能なことについては前向きに取り組んでまいりたいと考えておりますが、ただし、状況的な中での運行として使われる車というのは限られます。そういったことも考えながら、いろいろと今後の中でその必要性を十分に考えながら検討をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解を願います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。

2 目健康づくり費。

6 番、室崎委員。

- 室崎委員 ここに特定健診の項目が出てきますけれども、特定健診の受診率というのが余り芳しくないということは前から言われておりました。それで、担当者のほうはこの勧奨というのですか、お勧めですね、それに非常に力を入れてこの1年進めてきてると理解しているのですが、その効果はどのようにあらわれてきてますでしょうか。

- 委員長（南谷委員） 町民課長。

- 町民課長（石塚課長） 特定健診の効果、受診勧奨の効果ということで、国民健康保険の部分で業者委託ではございますが、専門職、保健師になりますが、そちらから電話による受診勧奨、それから職員によるダイレクトメールと申しますか、未受診者に対しての受診勧奨を行っております。

その効果につきましては、当初始めた初年度については、確かに3%ほど受診率が上がるという傾向がございます。ただ、この2年につきましては、電話の受診勧奨の件数等増やしたりはしておりますが、正直申し上げて余り芳しくない。下がってきている状況でございます。

- 委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

- 室崎委員 それで、特定健診のときにがんの検診というのもオプションでというのかな、この際一緒にどうですかということで勧めてますよね。これに関してはどうですか。

- 委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

- 保健福祉課長（阿部課長） 今回の予算でも特定健診の前のがん予防保健というのがありますけれども、これも減額になっております。当初想定をして高めには予算を持つようにはしておりますけれども、実際特定健診の率が下がるとがん検診のほうも下がってくるというような状況になっております。

- 委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

- 室崎委員 今年度はもうできないのですけども、ちょっとごめんなさい、少し入りますけれども勘弁してください。

特にがんの場合、今決め手は早期発見ですよね。メタボのように生活習慣を変えればすばんと予防できるというものでもないようです。それで、とにかく早いうちに発見するというのが一番の今決め手じゃないかと。医学も随分進んできて、昔はもうがんだということをお医者さんに宣告されたら目の前真っ暗という時代もあったのですけども、今は治る病気になってきましたよという言い方さえされてます。

それで、このがんの検診というのは、全国的にやはりしてくださいという人が考えるほどに反応がないというのが現実だと思いますよね。どうやって検診を受けようかという気持ちになってもらうかと。

いろいろなことがあります。前にもちょっと申し上げたのですが、今若い女性の運動選手ががんだということが分かって、大変皆さんが同情してますよね。そういうことがあったり、またかつてのスターの人ががんにかかったというようなことで、テレビで大きく取り上げられてますね。こういう、いわばみんながそういうふうに向いているときに、がん検診受けたらどうですかという勧奨を行うという、何というのかな、利用するなんて言い方したら大変失礼なんだけども、やっぱり時期を捉えてという、臨機応変な対応ができるようなシステムというのは検討してらっしゃると思うのですが、いかがなものですか。

●委員長（南谷委員） 保健福祉課長。

●保健福祉課長（阿部課長） 30年度のときに、今年度、テレビ等で出たこともありましたが、そういう今おっしゃられたようなタイミングを見て、はがき、圧着はがきでもってお知らせをするというような取り組みが実際にありまして、そのときは私ども申し込みはしたのですけれども、対象にはちょっとならなかったのですけれども、やっぱりそういう方法というのも有効な一つの手段だなという認識は持っておりまして、独自にそういう対応はそのときはしております。

新年度に向けても、そういうタイミング、それと何を対象にできるかという問題もありますので、それらはよく相談をしていきたいなと思っております。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。（「はい」の声あり）
他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 進めてまいります。
3 目墓地火葬場費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 目水道費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 目病院費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 目子ども医療費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項環境政策費、1 目環境対策費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 目水鳥観察館。

6 番、室崎委員。

どこですか。（「環境対策費ですが」の声あり）

1 目環境対策費。

●室崎委員 ここで特定外来生物対策というのが出てるんですよ。それで、これはウチダザリガニを対象にしているんじゃないかと思うのですが、まずこの内容について説明してください。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ご質問者おっしゃりますとおり、主にウチダザリガニの駆除に当たる経費につきまして、この事業費を組まさせていただいているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 この前もちょっと専門家の方からお話を伺う機会があったのですが、厚岸町内でのウチダザリガニの、町内全域にびっちりいるわけじゃないんですけど、いる場所ですね。そこの密度というのが極端に多い、密度ですから大きいというのですか、いう話を聞いているんですね。前にはそんな話は聞いてなかったんだけど、とにかく物すごい量だと。例えば1 平米あたりに何匹いるかというような、生息密度というのですか、それで考えますと、非常に大きいという話を聞いているんですが、それは本当でしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 現在ウチダザリガニの防除作業につきましては、厚岸漁業協同組合が平成28年に独自の中での旧尾幌1 号川の河川状況を調査いただきました。その折には思ってもみないような量がたしか、申しわけございません、資料調べればいいんですけども、約400キロを超える駆除が行われたと記憶しております。それと、それを

受けまして厚岸町としましても、やはり生態系等に対する影響というものも十分考えられると。さらには、サケ・マスのふ化など、そういった産卵床への影響というのも大きく上げられるということで、29年度におきまして、28年度か、厚岸町におきましても、6河川、10ポイントで調査を行わせていただきました。そのうち、別寒辺牛川、チライカリベツ川、それと尾幌川等での生息状況を確認させていただいておりますけれども、調査状況が春先というか、6月前の活動がまだ盛んでない時期だったということもありまして、そのときには量的にはさほどの確認はありませんでしたけれども、河川状況によってはこういった外来生物がいるといった状況を把握させていただいております。

今おっしゃりましたとおり、分布状況について具体的にどうかといった状況は我々も専門家の方等のお話は、漁業協同組合の研究機関についても特に旧尾幌1号川、ここでの駆除をまずは重点的に行いながら、他の河川の状況については定期的な調査をしていく方向で今実施をしている状況でございます。具体的な中での1平米あたりに分布数がどのくらいといったデータはありませんけれども、ポイント、河川濃度、河川の塩分濃度に応じた中で調査結果がありまして、分布状況を調べたものについては厚岸漁業協同組合さんのほうで調査した資料は、我々も共有させていただいているところでございます。具体的なものについては、そのほかの具体的なものについては持ち合わせてはおりません。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

- 室崎委員 十分問題点は把握なさって、その対策を立てるべくいろいろとなさっているとは思いますが、まだそうすると、事態把握が十分でない状況の中で、この程度の分布まで抑え込もうというような目標値を出すとか、そういうレベルではないですね。なるべく早くそういうような段階にまで行ってほしいし、それから俗にハスの葉クイズというのがありますよね。1枚のハスの葉が次の日には2枚になってたという状態でどんどん増えていったら、池が全部ハスで覆われてしまったと。きのうはどれだけ水藻が出てたでしょうというと、これ半分出てるんですよ。倍々になっていくわけですから。というふうに、こういうものっていうのは、目に見えるようになったときには爆発的に増えてくるわけですよ。だから、これ相当スピード感を持って抑えていかなきゃならないものだと思います。

それから、これ特定外来生物と言われるようなもの、これは人間が持ち込んだものですけれども、こういうものは天敵のいないところに来ますから、一気に増えるんですね。それで、そういう1種類のものが非常に高密度になるということは、先ほど課長もおっしゃってたように、生態系を壊しますので、そのうちのごく一部がいわゆる金になる、何というのかな、魚だったり何だりするわけで、それだけがいるわけじゃない、いろいろな我々も知らないような生物からが一つの生態系をつくって、その上にいわゆる産業として成り立つようなものもいるわけですよ。ですから、その根幹が崩されるということで非常に恐ろしいことなので、これはそちらでも十分力を入れているとは思いますが、なお一層のスピード感を持った事業を進めていただきたい。と同時に、こういうことについて、町民は、私を含めてなんですけど、余り知らないんですよ。それで、

そんな恐ろしい状況になってるなんて意識はないんですね。ですから、広報活動というものも綿密にやっていただきたい。そのように思うのですが、いかがでしょう。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） まずもっておっしゃるとおり、やはり駆除を徹底的に行うことによって、個体の減少に結びついているという状況はあろうかと思います。まずもって、絶滅することについては不可能だというふうに、我々は考えております。ただし、それをいかにして軽減していくかといったことを考えていくと、やはり定期的な中での活動期における駆除を重点を置いてやっていくと。

ただし、これも厚岸漁業協同組合と我々厚岸町役場環境政策課、産業振興課、連携の中で、船でもってポイントに行った中で仕掛けをいただいて回収していただくまでは漁協さんでやっていただくと。その後の計測、さらには処分については町のほうで行うといった分布、任務を分けた中で業務推進をしているわけですが、それぞれ持ってる業務等もあったり、さらには近年9月、10月にかけて、台風や大雨等の影響でもって、なかなか思いどおりにいかないというのも実態にはあります。

ただし、そういったことをあらかじめやはり考えながら、効果的なことをさらにかご数を増やす、さらにはポイントを絞った中で駆除していくといったいろいろな手法をそれぞれ年度ごとのデータを参考にしながら、さらには日本漁業栽培センターの研究者の方も来ていただきながら、実質本当にシラウオやキュウリウオ等の卵を捕食しているのかといった調査も現在今行っているところでございます。結果的なものについては、まだこれからと聞いて、お聞きしておりますけれども、あらゆる中で、そういった中で連携しながら情報共有していきたいと思います。

それとやはり町民の皆様に対する情報提供を、厚岸町の実態ということをきちんとお伝えしなければならないなということは考えております。今現在行われているのは、環境教育パネル展の中での一部のコーナーの中でのPRしかできてないような状況もございますので、28年から行われる、28、29、今後4年間の蓄積状況の中で、こういった駆除を行ったとか、いろいろと町民の皆様に見ていただきながら、さらにはご意見いただけるような周知の仕方を今後検討していきたいと考えておりますので、御理解願います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 くどくてごめんなさい。さっきちょっと言い忘れたものですから、それを私のほうでも足ささせていただきますが。

今もちょっと出てきたシラウオの卵を食べるとか、そういうようなものがあるんじゃないかと言われてますよね。その調査というのが、完全にまだ分かってないんでしょう。やってるということなんです。ただ、気をつけなきゃならないのは、そういうものがないからいいんだということにはならないということですよね。一つの種類がめちゃくちゃに増えるということは、生態系のバランス崩してますから、必ずおかしくなるわけですよ。ですから、そこのところもきちんとやっぱり言わなきゃならない。

それともう一つは、これは一つの例なんですよね。ウチダザリガニだけがいなくなれば、あとはどんなものを持ち込んでも問題はないというわけではないわけですし、人間がよそに住んでるものを持ち込んでしまうと、こんなことが起きるんだといういい見本なんです。だから、そういう意味で、厚岸町のこの豊かな自然の体系をみんなして守っていかなければならないんだという一例として、何というのですかね、環境意識というのかな、環境保全意識というのかな、それを学ぶための一つのものでもあると思いますので、そういう観点からどうかPRのほうをお願いしたいと、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） ウチダザリガニにつきましては、国策とした中で食料対策として摩周湖に導入された、そういったものが現在全道各地を繁殖しているような状況にあるというのはご案内のとおりでございます。

そのほかにも、厚岸町内においては、最近さらに目立つようになってきておりますけれども、オオハンゴソウやオオハナバチ等の外来生物等もほかにもおります。そういった中では、いかにして持ち込まないか、さらには移動させないかといったことを含めて、定期的な形の周知をさせていただいて、こういった外来生物に対する意識の向上を図っていただくような取り組みをさらに進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 目水鳥観察館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 目廃棄物対策費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 目ごみ処理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 目し尿処理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 款農林水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目農業振興費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目畜産業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 目牧野管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 目農業施設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 目農業水道費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 9 目堆肥センター費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項林業費、1 目林業総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目林業振興費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目造林事業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目林業施設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 目特用林産振興費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項水産業費、1 目水産業総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目水産振興費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目漁港管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 目漁港建設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 目養殖事業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 目水産施設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 款 1 項商工費、1 目商工総務費。
6 番、室崎委員。

- 室崎委員 消費者行政推進というところでお聞きするんですが、いわゆる消費者被害に対する防衛ですね。それで、ヘンテコな電話がかかってくるときに、今もなんですか、アポ電とかいうのが随分とテレビで報道されてますが、そのときにこの電話は録音され

ていますというアナウンスが相手方に流れる。これが非常に効果を持っているということとは、本州の何県でしたかね、そこところが県が主導してそういうアナウンスを流すというのをやっていて効果を上げているという話が議会で出まして、担当課長早速に動いてくれて、全戸ではないと思いますが、何というのかな、高齢者の家庭でしたかね、そういうとこの電話に附属品を取りつけることで、そういうものが流れるというものをつけていただいた。大変ありがたい話だと思っておりますが、それでお聞きするのですが、これは受話器に、何ていうのですか、取りつけるというか張りつけるというか、そういうことをする器具ですね。それ、配付して、何個配付して何割ぐらいが実際に使ってるでしょうか。

それから、それが効果を上げているという声がどの程度あるのでしょうか。そういうものについて、何ていうか、追跡調査なさってますか。それについてお聞きしたい。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 12月の補正で追加の予算をいただきまして、町内の高齢者の世帯には配付を終えたところでございます。それで、せんだって消費者被害防止連絡協議会、関係する組織の方々お集まりいただきまして、お話し合いの場も持ちました。ただ、その中で、その中に高齢者の方もいらっしゃるものですから、そういった状況を見てもう一度確認しながら、隣近所にもお話ししながら、こういういいものが配付されたということで、非常に話題になっているようでございます。

使っているかどうかというのは、そういった怪しい電話が来たときに押して効果を発揮するという状況でございますが、それがどのくらい実際に使われているかというのは、まだその調査までには至っておりません。ただ、そういったものがこういうふうに使われるんだということをまず知らしめるということがまだ大事だなと思っておりますし、それがどういった効果を持つのかということは実際に町内で関係する組織、それから例えば介護サービスの方々が訪問して、そういったところも行ってますので、そういった方々の聞き取りをしながら、実際にどのような効果が厚岸で上がっているのかというのは確認していきたいと思っております。無事にきちんと使われるようにというのを、指導もきちんとしていかなければならないなと思っております。

高齢者の方々ですから、我々が求めるように、すぐ反応していただけるという状況にはない方もいらっしゃると思いますので、分からない場合は電話なり何なりでお問い合わせくださいということで、電話の問い合わせも何件か来ております。ですから、関心は持っただいただいているということですから、今後はそういった活用をもう少し進めていただけるように推進してまいりたいと思っております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 これたしか2回か3回に分けて配付してますよね。1回目はいつでした、配付したのは。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 1回目は当初予算に計上させていただいてますので、敬老会のあった秋ごろ前後になります。2回目は12月補正でいただきましたので、1月になってから配付を始めまして、もう全戸に行き渡っているという状況にはございます。ですから、これから使っていただくという状況が出てくるのかなと思っているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 12月補正で1月になってから配ったものについてという話、部分については今何も言いません、これからのことだと思います。

敬老会というのは夏ですよ。初秋といたらいいかな。そのときに配られたものについて、その後、使い方の指導だとか、それからどの程度の人が実際に受話器に取りつけているかというような話について、今のお話を聞いていると、調査が行われていないとも聞けるのですが、そうなのですか。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 配られた世帯の方々が実際に受話器に本当に取りつけたかどうかというのは、1戸1戸確認しているわけではないということでございます。それは、こういうふうに使ってくださいという趣旨で配らせていただいておりますので、とりあえずそういったものが配られて取りつけていただいていると、いただくようにというお願いはしている状況にあるということですね。今後はそれがどのような状況で使用されている状況にあるかというのは、関係する皆様とご相談の上、調査に当たりたいというふうには思います。

また、同じように、1月から配られたところも、まだ配られて間もないという状況がありますので、あわせて配られたところをできる限り使用していただけるように、また取りつけていただけるように進めてまいりたいと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 電話を使った、特に高齢者を狙った特殊詐欺というのですか、これ非常に今問題になってますよね。それこそ関係機関、躍起になってこれ潰そうとするんだけど、いわばイタチごっこというか、取り締まるほうの上を行くような、頭のいい人たちがやっているのでしょうか、そういうものがぼんぼん出てきます。ここに至っては、今度は今までの特殊詐欺形態でもって金を受け取ろうとするときに、警察だとかそういうのがもう察知して先回りをするというような事態になってきて、彼らも非常に難しくなってきたらしくて、非常に、何というのですか、粗暴犯というのですか、乱暴な、今までのようにずっと受け取るんじゃなくて、強盗に入って持っていくというような事件まで

出始めています。

それで、この電話を使ったいろいろなそういう特殊詐欺は、都会だけの問題じゃなくて、我々の町でだって実際におかしな電話は来るわけですよ。それに対して、有効だということが相当程度に実証されている一つが、この電話は録音されていますというアナウンスを流すということなんですね。だから、非常に効果があると言われてます。

それで、決してこれ安いものじゃないですし、せっかく配ったのならそこで100%実用というか、利用してほしいんですよ。だから、そのための、何といいますか、こういうふうにやると効果あるんだから使ってくださいという話は、くどくどくどくやっていかなきゃなんないと思いますよ。

それで、1軒1軒聞いたわけじゃない、いいねという話は随分聞いてるというような趣旨のお話だったけど、それでは駄目なんですよ。いい話しか直接には言ってくれませんか。私のところで、何人かのお年寄りに聞いてる中では、いいという人と面倒くさいという人と半々でした。その面倒くさいということを言っていると、とんでもない目に遭うよと、こういうもので防止していかなきゃなんないんだということは、るる説明して納得してもらいましたがね。

だから、実態の調査と、それから勧奨というのですか、あれぺたん張っつけるものだから、受話器にでこぼこができて邪魔になるというようなことを言う方もいるんですけども、費用等の問題もありますから、そういう形で厚岸町は今回進めてるんで、非常にいいことをやってるわけですから、それを十分効果があるように後追いをきちっとしていただきたい、そのように思いますが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） まちづくり推進課長。

●まちづくり推進課長（小島課長） 先ほどもご答弁申し上げましたが、これはいろいろな協力が必要かなと思います、いろいろな方々の。ですから、そういったことも相談しながら、できるだけ活用していただくように、またどのように活用されているのかというのは、把握できるように努めてまいりたいと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。（「はい」の声あり）
進めてまいります。
2目商工振興費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3目食文化振興費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4目観光振興費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 目観光施設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 款土木費、1 項土木管理費、2 目土木車両管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目土木用地費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項道路橋梁費、1 目道路橋梁維持費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目道路新設改良費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項河川費、1 目河川総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 119ページです。4 項都市計画費、1 目都市計画総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目下水道費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 項公園費、1 目公園管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 項住宅費、1 目建築総務費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目住宅管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 目住宅建設費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 款 1 項消防費、1 目常備消防費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 目災害対策費。

7 番、音喜多委員。

- 音喜多委員 ここでちょっとお尋ねしておきます。

町内の一斉避難訓練の関係です。

折しも今日3.11の東日本のあの姿を見れば、心新たにしなきゃいけない状況ですが、我が町もあれを機会に力入っていると思うのですが、去年は町内一斉避難訓練をやって、何名参加されておりますか。そして、その数から見て、主催者側としてはどのような評価をされていますか。

- 委員長（南谷委員） 総務課長。

- 総務課長（松見課長） 去年は厚岸の総合訓練ということで、10月20日に全町的な避難訓練を実施させていただいております。

避難者数は去年は285人でありまして、一昨年241人に比して118.2%という状況であります。この数字は決して高い数字だと思っておりますし、今後も計画的な訓練は必要なのですが、今考えているのは全体での避難の意識といえはこの程度だということを把握させていただいております。今後は個々の地域における課題等、そういったところを探って、本当にどういった避難を考えているのか、有事のときにどういった避難をしていただけるのか、そういう個別的な避難の考え方を町とともに考えていきたいなと考えているところでございます。

- 委員長（南谷委員） 7 番、音喜多委員。

- 音喜多委員 300人前後というのは、日曜日でもあるのにといい方したほうがいいのかもしれませんが、朝8時ということでの避難発令というか、そういう命令が出て、そ

れから見ると300人というのは決して多いほうではないなと。だんだん薄れていったのかなという思いがいたします。

結論から言うと、実は場所にもよるんでしょうけども、朝に8時の避難命令出て、それから何時間以内に、何分以内に解除命令を出そうという町のやり方ですね。それはどのように考えてますか。8時の発令命令で、避難発動命令で何分以内に終わらすという、そういうマニュアル的なものはあるんですか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） その時々の実際のときの状況によって、避難いつ解除するのかというのは違ってくるのがそれは当然のことですけども、訓練と基本的にはやっぱり30分前後で解除をするような形でまとめていきたいなと、いっているという状況でございます。

●委員長（南谷委員） 7番、音喜多委員。

●音喜多委員 その日の天候状況とかいろいろ考慮しなければならない部分があると思うのですが、実は住の江、私の地区なんです、丘陵公園のところでは去年の参加したお年寄りの話によれば、小一時間もと、小一時間。お年寄りの言う言葉ですよ。小一時間も拘束されていると。私も小一時間といたらどうということなのかといたら、大方1時間もという意味ですね。お年寄りにすれば、小一時間。その1時間が拘束されている。非常に長いと。だから来年からは行かないと。そういう言い方をされてる。周りの人もそう言う。たまたま去年私も行って見てたのですが、ちょっとやり方がまずかったなという思いがするんです。確かに長かった。そして、何もすることないから、集まった皆さんで世間話をしている。延々とそれこそ湖の見えるほうを向かって、いろいろな話をしているわけですが、ただ単にその間の時間、いる時間が長く感じる。何もしてないから。おまけがついたのです。もう既にスピーカーでは解除命令出てるのに、まだ拘束されている。ほかの地区で対応した職員が迎えにくるまで一緒に人質的にとられている。防災はもう既に終わって、解除命令終わってる。非常におまけがついたような感じで、お年寄りの帰る人方はつぶさにそういうことを言われている。

それともう一つは、誰が悪いといったわけではないのでしょうけども、その責任者がお話、集まった方にお話しされるのは自分の声なのです。全然聞こえないんです。ましてあの前に道路があって車が通りしたりすれば、全然何しゃべっているか分からない。これは、ああいういざと災害になった場合に、皆さんは集まるだろうけども、やはりハンドマイクか何か、周知できるような対策をとるべきだと思います。それは考えたほうがいいと思います。

やはり小一時間、どうも頭にこびりついて離れないのですが、お年寄りの言われる小一時間を何かこう集まって、せっかく集まっていたんだから、防災知識の役立つ施策をとれないか。例えば、パンフを渡してそれに説明をすとか、そういう策をとって一緒にその機会を考えるというやり方はできないものか。そんなように思うのであり

ます。

30分前後ということであれば、避難命令が出てから30分以内で終わりますからと事前に話しすると、山へ避難する方も心の準備ができて、30分以内に終わるのならば、食事の後片づけした、洗濯もしなきゃならないけども行ってみるかという気持ちになれるような、そんな策をとらないと、このままではせっかくいいことをやっているにもかかわらず、好きな者だけというか、暇な人だけがというように言われてしまいます。そんなことのないようにあらかじめきちっと役場の管理するほうでなくて、参加、この避難訓練の場合はね、避難に参加する人の立場を考えてもうちょっと策を考えたほうがいいと思います。いざとなったら、そういうわけではありません。参加者も真剣になります。そのことを十分考えて、ぜひ皆さんに多く参加してもらい、自分のこととして意識を持ってもらい、そういう意味で、もうちょっと避難訓練には考える策が必要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 総務課長。

●総務課長（松見課長） 厚岸の総合避難訓練へのご提言でございますけども、私どもは今般の避難訓練に当たりましては、実際に外に避難をしたくてもできない方がいると思っております。ですから、自分なりの避難を考えていただきたいと、そういう狙いもございました。そこで、あえて出てきてくれた方、非常にそれは災害防災意識が非常に高く、これらを皆さん町民も見習っていただきたいわけでございますけれども、決して集まただけが私ども評価すべきではないと考えております。まずその辺はご理解いただきたいと思いますと思うのですが。

それから、やはり歩いて、家をあけても大丈夫だという方は極力出ていただいて、この機会にそこまで何分をかがって到達していただくか、そういう細かいところも頑張って考えていただきたいと思います。要は初動体制。避難命令出たときに、直ちに自分が行動を起こせる状況にあるのか。高齢者の人は年々年もとっていきますので、去年のままのような状況でないと思いますので、まず避難をできるかどうか。この初動体制を重点的に考えているところでございます。

なお、訓練の内容によりましては、個別には地域ごとには災害図上訓練、いわゆる避難集まってから、そこで集まって具体的に今度は避難所の運営訓練だとか、そこで避難所に来て気づいたことを話し合ってもらったり、それはまた別な訓練なんですけども、そういうこともやらせてもらってますし、今後やっていきたいなと思います。ただ、せっかく集まった方々が町の職員の声が聞こえないと、この部分改善できるものについては改善していきたいなと思います。ただ、今申し上げたように、集まった方がそこで小一時間体をもてあまさない何か方法ですね。できるだけ早く解除できるようなことと、そういった、せっかく集まってくれた方々に黙って待ってもらう方法ではない部分も、ちょっと今後、今までもそういった部分を感じていたわけでございますけども、一層ちょっと検討していきたいなと思います。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他にございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。

131ページです。

131ページ、3目消防施設費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2目事務局費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 3目教育振興費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 4目教員住宅費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 5目就学奨励費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 6目スクールバス管理費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2項小学校費、1目学校運営費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2目学校管理費。

12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 補正予算説明のときに、真龍小学校の教室改修事業で特別支援学級、これをつくるのでという説明がありましたけれども、この点についてもう少し詳しく説明をお願いします。

●委員長（南谷委員） 管理課長。

●教委管理課長（真理谷課長） お答えいたします。

真龍小学校の教室の改修事業についてでございます。

これについては、現在5種類の障がい7学級が、平成31年度の予定では5種類の8学級となる予定でございます。現状では教室が不足するということで、1つの学級を2つに、31年度で教室を仕切る工事を行うというもので、167万8,000円の計上をさせていただいているところでございます。

●委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 内容は分かりました。

学級を2つに仕切るということで、これあれですか。当然職員というのですか、教員の配置というのもその数だけ増える、その2学級に対して対応をするという考えでよろしいですか。

●委員長（南谷委員） 管理課長。

●教委管理課長（真理谷課長） お答えいたします。

今委員おっしゃるとおりで、増えるという予定ではございます。

●委員長（南谷委員） 12番、佐々木委員。

●佐々木亮子委員 それで対応する児童が増えているということですが、いろいろな障がいというのですか、がありますけれども、実際にこれ対応をする生徒、どういった障がいの対象を持っている方ということになるのでしょうか。

●委員長（南谷委員） 指導室長。

●教委指導室長（山田室長） お答えさせていただきます。

障がい種については、現在文科から定められているものについては7種あります。この当該の真龍小学校におきましては、知的が一つ、自閉情緒、肢体不自由、難聴、5種、真龍小学校については開設している状況があります。それぞれの障がい種において、教室の開設が求められているわけです。さらに、そのそれぞれの障がい種において、在籍児童生徒数が定められております。8名で1学級というような縛りがあるものですから、

当該校におきましては、知的学級において複数の学級を開設しなければならない、そういう児童在籍数になっております。あわせて自閉情緒についても複数学級を増設しなければならないということで、今回の措置となっております。

- 委員長（南谷委員） よろしいですか。
他にございませんか。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 3 目教育振興費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 3 項中学校費、1 目学校運営費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 2 目学校管理費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 3 目教育振興費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 5 項社会教育費、1 目社会教育総務費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 2 目生涯学習推進費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 3 目公民館運営費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 4 目文化財保護費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 目博物館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 目情報館運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 項保健体育費、1 目保健体育総務費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 目社会体育費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 目温水プール運営費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 目学校給食費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 11 款 1 項公債費、1 目元金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 目利子。

（な し）

●委員長（南谷委員） 12 款 1 項 1 目給与費。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第 2 条、繰越明許費です。

繰越明許費については、6 ページです。6 ページの第2表となります。質疑ございませんか。

(なし)

- 委員長（南谷委員） 再び1 ページにお戻りください。

第3条です。第3条、債務負担行為の補正です。

債務負担行為の補正については、7 ページです。7 ページの第3表と8 ページの債務負担行為に関する調書補正となります。質疑ございませんか。

(なし)

- 委員長（南谷委員） 再び1 ページにお戻りください。

第4条、地方債の補正です。

地方債の補正については、9 ページの第4表と10ページの地方債に関する調書補正となります。質疑ございませんか。

(なし)

- 委員長（南谷委員） 総体的に質疑ございませんか。

(なし)

- 委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（南谷委員） 昼食のため、委員会を休憩いたします。

午後12時00分休憩

午後1時00分再開

- 委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。

議案第11号の審査の入る前に、皆さんに相談です。

次からは特別会計と企業会計、款項で審査したいと思います、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） それでは、議案第11号からは款項で審査いたします。

議案第11号 平成30年度厚岸町国民健康保険特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 1 款 1 項国民健康保険税。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 款分担金及び負担金、2 項負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 款道支出金、1 項道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 10 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 12 款諸収入、3 項雑入。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

- 8 ページの歳出に入ります。
- 1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2 項徴税費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 項運営協議会費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 項特別対策事業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 款保険給付費、1 項療養諸費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項高額療養費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 項出産育児諸費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 項葬祭諸費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 款、1 項国民健康保険事業費納付金。ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 6 款保健事業費、1 項特定健康診査等事業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項保健事業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 7 款、1 項基金積立金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（南谷委員） 議案第12号 平成30年度厚岸町簡易水道事業特別会計補正予算を
議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項手数料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 款道支出金、1 項道補助金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で歳入を終わります。

8 ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 款水道費、1 項水道事業費。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

総体的にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

●委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

●委員長（南谷委員） 議案第13号 平成30年度厚岸町下水道事業特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページです。第1 条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1 表、歳入歳出予算補正です。

8 ページ、9 ページは事項別明細書です。

10ページです。10ページ、歳入から進めてまいります。

1 款分担金及び負担金、2 項負担金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 款使用料及び手数料、1 項使用料。

（な し）

●委員長（南谷委員） 3 款国庫支出金、1 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 款、1 項町債。

(な し)

- 委員長（南谷委員）以上で、歳入を終わります。

次に12ページ、歳出に入ります。

1 款下水道費、1 項下水道管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項下水道事業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款町支出金、1 項償還金及び還付金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。

1 ページにお戻りください。

第2条、債務負担行為の補正です。

債務負担行為補正については、4 ページの第2表と5 ページの債務負担行為に関する調書補正となります。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 再び1 ページにお戻りください。

第3条、地方債の補正です。

地方債の補正については6 ページの第3表と7 ページの地方債に関する調書補正となります。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（南谷委員） 議案第14号 平成30年度厚岸町介護保険特別会計補正予算を議題といたします。

1 ページ、第1条は歳入歳出予算の補正です。

2 ページ、3 ページは第1表、歳入歳出予算補正です。

4 ページと5 ページは事項別明細書です。

6 ページ、歳入から進めてまいります。

1 款保険料、1 項介護保険料。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款サービス収入、2 項予防給付費収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項介護予防日常生活支援総合事業費収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 款分担金及び負担金、1 項負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 4 款国庫支出金、1 項国庫負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項国庫補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 款 1 項支払基金交付金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 6 款道支出金、1 項道負担金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項道補助金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 7 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項基金繰入金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 10 款諸収入、2 項雑入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。

次に10ページ、歳出に入ります。

1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 項介護認定審査会費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 2 項高額介護サービス費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 3 項高額医療合算介護サービス費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 4 項特定入所者介護サービス等費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 4 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業任意事業費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 3 項介護予防費生活支援サービス事業費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 4 項一般介護予防事業費。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 5 項高額介護サービス費等。
(な し)
- 委員長（南谷委員） 6 項その他諸費。
(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 款 1 項介護給付費準備基金費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 8 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（南谷委員） 議案第15号 平成30年度厚岸町後期高齢者医療特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは事項別明細書です。
- 6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 1 款 1 項後期高齢者医療保険料。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 4 款繰入金、1 項一般会計繰入金。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。
次に 8 ページ、歳出に入ります。
1 款総務費、1 項総務管理費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項徴収費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款 1 項後期高齢者医療広域連合納付金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（南谷委員） 議案第16号 平成30年度厚岸町介護老人保健施設事業特別会計補正予算を議題といたします。

- 1 ページ、第 1 条は歳入歳出予算の補正です。
- 2 ページ、3 ページは第 1 表、歳入歳出予算補正です。
- 4 ページ、5 ページは事項別明細書です。
- 6 ページです。6 ページ、歳入から進めてまいります。
- 1 款サービス収入、1 項介護給付費収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 項自己負担金収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 5 款財産収入、1 項財産運用収入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 8 款 1 項繰越金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 9 款諸収入、1 項雑入。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳入を終わります。
次に 8 ページ、歳出に入ります。
1 款サービス事業費、1 項施設サービス事業費。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 2 款 1 項基金積金。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、歳出を終わります。
総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。
本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。
よって、本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（南谷委員） 議案第17号 平成30年度厚岸町水道事業会計補正予算を議題といたします。
最初に 1 ページ、第 2 条、業務の予定量の補正です。
次に、第 3 条、収益的収入及び支出の補正です。
6 ページをお開きください。収益的収入から進めてまいります。
1 款水道事業収益、1 項営業収益。質疑ございませんか。

(な し)

●委員長（南谷委員） 2項営業外収益。

6番、室崎委員。

●室崎委員 その他の雑収益で、床潭末広間道路送配水管破損補償費というのがあるんですが、これちょっと説明してください。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） これは今現在、床潭末広間の道路の改良工事がなされておりますけども、1月にその道路改良工事の水抜きボーリングの工事において、パイプ、水抜きのボーリングの先が床潭地区から末広地区へ送っている水道管に当たって破損したというものです。

発注元の、厚岸町が発注なのですが、建設課に確認しましたところ、発注そのものは水道管に当たらない予定で進んでいたということなのですが、実際にやられたときにもきちんと管理されていたようなのですが、わずかにかたい岩盤に当たって先端がずれたことによって、かなりボーリングのスタート位置から水道管まで40メートル以上ありますから、わずかなずれで当たってしまった、結果的に当たってしまったという内容でございます。

水道管そのものは75ミリの塩ビ管なので、外径が10センチ程度のものです。ですから、40メートル先から10センチの水道管に当たるというのはよっぽど、管理していても普通は当たらないんですが、予想外に当たってしまったという内容で、その復旧と直接の修繕費とかかった経費について保障してもらった内容になります。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 非常に不幸な事案ではありますけれども、結局においては行為者の過失があったということになりますよね。その分について、こちらが請求したということでもいいんですね。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） そのとおりなのですが、水道施設につきましては水道法の関係で、資格を有する布設工事監督者の管理のもとに水道事業者が扱わなければならないということなので、原因者が原因者の費用をもって直接直すということではなくて、水道事業者が管理する形で修繕をして、その分を補填してもらおうという方法をとることになっております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっとこのところ、くどく聞きますけれども、要するに今のような形で厚岸町に損害を与えたわけでしょう。したがって、その不法行為としての損害賠償、それがこの場合には補償という名目で行われると。法的な性格から言ったらば、補償というのはないわけですから、これも709条の損害賠償に当たると。過失はなければそもそも厚岸町に請求権はないですからね。この場合には、過失があったと言わざるを得ない。大変不幸ではあるけれども、そういうことだと考えてよろしいですね。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 結果としては、そういうことになろうかと思います。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 別件お聞きします。

これはさきに厚生文教常任委員会でも、議員協議会でも説明を受けたのですが、どうもよく分からないところがあるので、詳しくお聞きしたい。

過日、平成30年1月29日午前11時15分に農業施設からの高濃度の汚濁水が浄化槽、水道の浄化槽へ流入するという事件がありました。直ちにそれを発見したので、取水を停止したと。水道課、環境政策課、産業振興課、釧路太田農協4者が現地調査に入り、汚染源を特定したと。それは農家のシート式ラグーンというのですか、そこから貯留している家畜ふん尿が流出し、非常に狭い谷状になっている崖をおりて、流れ落ちて川に入ったと、ホマカイ川に入ったと。それで、この流出防止策は直ちに原因者と農協がこれを行ったと。

で、水道担当者としては、まず取水を停止し、水質の検査をして、水が、何というのですかね、そういう汚れのものが拡散して、いわゆる浄化ができるようになるまで待ったと。それで丸一日ですね、待って、30日の0時50分には送水が開始できたと。それで取水と送水を停止した状態ではあるけれども、山の上の給水タンクには十分な水があったので、給水は継続できまして、断水は避けることができた。

それで、北海道に直ちに、こういう場合には法的に、あるいは運用として、すぐ保健所に通知しなきゃならないという、いろいろなマニュアルというのですかね、そういうの、それがありますので、通知を行った。道の環境衛生課、これは釧路振興局ですが、道の職員、環境生活課の職員3名が来町し、町から経過の説明を受け、現地を確認し、農協で打ち合わせをした。道環境生活課、農務課の職員が再発防止策について口頭で指導を行い、対応は農協が責任を持って行いますということに決定したと。

こういう事実関係をお聞きしたんですが、このようにごくごく端的に言うと、私もほうでは理解したのですが、まずこの事実確認についてはこれでよろしいですか。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 事実関係については、そのとおりでございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 それでまずお聞きしますが、道が調査に入ってますね。それでこういうものに関しては、権限は知事ということなので、道がやらなければならない仕事ではあるということは聞いております。道の調査によって判明した事実として、この管理は適切だったのか不適切だったのか。オーバーフロー等に関してきちんとやっていたのだけでも、たまたま不幸な出来事があって、こういう事態になったものなのか、当初から不適切な扱いをしていたということなのか、道はどのように判断してますか。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 関係者の話を聞きますと、冬期でありまして、1 月ですから氷が張っていてラグーンの状態も十分見えない状態。本人が故意ではないとは思いますが、管理が十分に行き届かずオーバーフローさせてしまったというふうに、我々のほうでは聞いております。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 故意だったら犯罪ですよ。故意だったら大変ですよ。故意ではないと思うけどというけど、故意かどうかなんてことはこっちは聞いてません。過失があったかどうかです。それで過失があったんですね。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 結果としては過失によるオーバーフローだと捉えております。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 で、こういうですね、過失によるオーバーフローがあるような形で管理をしていたというような状況について、道の担当課や農協、あるいは町の担当者がこの状況を把握して、指導とか助言とか、あるいは権限がなければ依頼とか、そういうようなことをしなければならないと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょう。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 町といたしましては、今回過失ということで、結果としては適正な管理はされてなかったということで、私どももこの実際に過失のあった方と

ころに出向きまして、今後の管理方法、これは農協さんも一緒に行きまして、本人に対し強く指導というか、適正な管理をするよう求めたところでございます。

あと関係する農協とも、農家の方が手が回らないようなことがあれば、早目にまず相談をした上で農協の機動力を使って対応もしていただけるというふうに、私どもは連携をしているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 ちょっと戻りますが、道に職員が厚岸町に入って、現況を見、話し合い、そして再発防止策を口頭で指導したと聞きましたが、そこではどんな内容が指導されたんですか。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 道のほうではまずふん尿、ラグーンにたまったものについては適宜、適切に散布すること。それと、追いつかないような場合については、先ほど申し上げましたが、関係する農協含めて、本人の責任ではありますがけれども、協力体制を確認した上で事故の再発防止を図るというふうなところでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 分かりました。

いずれにしても、そのような形で管理してはならんと。きちんとした管理をこの後はしなさいということで、いろいろと具体的な指示を出したと、そういうことですね。

それで、こういうときに必ず使われる言葉は、大変遺憾でありますと。今後このようなことがないようにという形で説明をされるんですね。それは全くそのとおりなんです。今後このようなことがないようにするためには、まず何があったのかということを中心に把握して、そこにどういう問題点があるのかというのを正確に見て、それに対して対策を打たなきゃならないという意味において、今回のこの事案の具体的な何があったのかというのは、きちんと聞かなければならないという意味からお聞きしてますので、その点をご了解いただきたい。

それで、そのような形で原因の特定がありました。原因者もはっきりしています、この場合にはね。町のほうとしてはいろいろとこれに対応するために、例えば送水管の洗浄であるとか、いろいろなことが行われましたよね。それで薬品も使いましたし、手間もかかってます。そういうことを含めて、その費用の補償をしてもらいましたという説明の中で、原因者から事故に要した費用の補償をもらったんだけど、原因者からの承諾を得て請求しましたと。こういう説明の仕方をしているのですよ。これでお聞きしますが、この件に関して、厚岸町に請求権があると考えているのですか、ないと考えているのですか。

●委員長（南谷委員） 委員会を休憩いたします。

午後 1 時29分休憩

午後 1 時32分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。
水道課長。

●水道課長（遠田課長） 請求権の関係ですけども、不法行為ということであれば町に請求権、権利そのものはあるものと考えております。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 いや、承諾を得て請求したってわざわざ言っているんだから、これを法的にきちんと説明してくださいと言ってるんです。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 承諾、賠償承諾とは言ってますけども、相手が納得しなければ請求しないという意味ではなくて、請求の内容を確認してもらったという意味合いでございます。かかった経費の内訳について、こういう内容ですということを確認してもらう行為のことで我々は捉えております。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 新しい法律概念をつくってるわけですね。承諾というのは、相手方が何かのことを受けたときに分かりましたと、あなたの言うとおりでということです。で行っていく場合をいうわけで、権利の行使のときに相手方の承諾は要件にはならないんですよ。相手方の承諾を得なければできない請求権というのは何なんだと聞いてるんです、私のほうは。それと矛盾する話ししてるんじゃないですか。内容の確認とか何とかというのは、それ交渉の過程の問題でしょう。それでもし、こっちが1,000万円請求しますよといったときに、相手が100万円しか認めないといったら、100万円でもって請求をやめるつもりだったんですか。

こっちの補正予算のところにも出ているように、これ工事でもって送水管を壊したというようなことがあった場合には、損害賠償請求ということになるわけでしょう。今回だってそういうような汚濁物質を川に流し込んで、厚岸町に損害を与えたんだから、損害賠償請求をするんじゃないですか。それをわざわざ、わざわざ原因者の承諾を得、請求しますと断るのはどういう意味ですかって聞いてる。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 先ほども言いましたように、言葉上は承諾と言っていますが、内容的にはその内容を、請求する内容を確認してもらうということになります。承諾を得られなければ請求しないという意味合いではございません。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 聞かれてから内容を一つ一つ説明しなければ、相手側に通じないような説明や、ましてや参考資料を出すことはやめてください。これはきちんとですね、やはりあなたたちは規則行為といって、法に縛られて仕事しているわけですから、その範囲内でもってやはりきちんとしたものを出してください。日常、台所で茶碗酒飲み交わしながら言ってる話とは違うんですよ。

次行きますが、それでこういうような問題が、事案が起きないようにしたいということで、関係部局との連携を図るんだということを強く報告の中でも言ってくれましたですよ。それで、こちらで関係部局というのはまず庁内、庁舎内ではどういうことかなと考えてみたときに、水源の水質に関しては水道課ですね。それから、河川そのものの管理ということになると建設課ですね。この流域の環境保全ということになると環境政策課ですよ。それから、今回のような家畜ふん尿の流入というような問題に関しては、当然家畜ふん尿の適正管理ということで産業振興課が所管ですね。今回のお話を聞いてみると、非常に大きな事案だったからというふうに注釈つけていいかどうか分かりませんが、水道課のほうでこのようなふん尿が流れ込んで川が汚染しているという情報を出したところ、直ちにこの4課から出て、そして汚染源の特定のための調査を行ったと聞いております。

それで、年に何回か起きると聞いておりますが、取水や送水の停止をしなければならない、どこが汚染源かよく最終的に分からない場合もあるでしょうけども、アンモニア濃度がぐんと上がったりすると、大体家畜ふん尿でないかということは推測できますけども、そういうことがある。そういうときにも、この各課が全部出て、調査をしていますか、今まで。

●委員長（南谷委員） 水道課長。

●水道課長（遠田課長） 一般的に水道水源の汚染を真っ先に検知できるのは水道課です。連続といいますか、水処理の関係でそういう状況になると融雪期や大雨、通常の降雨でもそうですが、汚れるだろうと思われるときには、連続しながらかなり高精度な水質検査を繰り返しながら水質、水処理を行っています。汚染されているかどうかというのはさすがに調べなければ分からない。水質を最初に、川の水源の水質を最初にキャッチできるのはやはり水道課ですので、スタートはどうしても水道課になります。

それで、異常があれば、上流の産業形態がこういう状況ですから、可能性としてやはり産業振興課や環境政策課。水道課自体が直接原因者と思われるところに行って交渉す

ということとは、先ほども法的な権限は北海道知事にあるということでありますから、そういうことはすることはできませんので、連携してやることが多いと。ただ、最初にキャッチするのはどうしても水道課になりますので、そこから関係する産業振興課と環境政策課、河川構造に問題があるということとはあんまり考えられませんので、建設課は日常的にそこに入ることはありませんけども、通常はその3課で、あとは農協の協力を得て調査に入ると。

全てが特定できるわけではありませんし、取水を停止しなければならない濃度ということでもありませんけども、水処理の効率化といいますか、ある程度汚染が食い止められるような状況であれば、それを待って薬品の使用量を抑えるとか、水処理を楽にやるといいますか、効率よくやるためにあえて処理は可能なんだけども、取水を一時的にとめて原因なり、希釈状況を見ながら進めるということとはございます。

日常的には、その辺がどこのラインで連携するかというのはありますけども、通常これ以上は難しいという時点では3課協力してやる。特にマニュアルはあるわけではありませんけども、そういう体制を今までつくっております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 今回のということではないんですが、ちょこちょこ水道課の若い職員の嘆きを聞くんですね。自分たちのところの水の関係だからということで、全部押しつけられてしまう。何で水道課が管の向こう側のその原水の汚染源の特定まで出て行ってやらなきゃならないのか。場合によっては、農家の人との話までしなければならないような場面もないとは言えない。そういう嘆きを聞くんですが、そういうことはないんですね。

●委員長（南谷委員） 環境政策課長。

●環境政策課長（尾張課長） 済みません。環境政策課のほうから、我々が事務局を持っております別寒辺牛川・ホマカイ川流域環境保全協議会がございます。この構成につきましては、厚岸町、標茶町の行政、さらには農協、漁協が構成団体として入っております。

こういった中で、当然厚岸町の中では、先ほど申し上げましたとおり、産業振興課、さらに水道課、環境政策課は事務局といった中で、それぞれの町の中での関係部署等も入った中で活動しておりまして、当然厚岸町及び標茶を流域とします別寒辺牛川、ホマカイ川の水辺環境並びに水質保全の推進を図るために、この協議会を設置して現在まで活動を行っております。

そういった中では、当然これからの、春先の融雪期間のふん尿、さらには秋口、10月等のふん尿の適正管理といった中での対応の周知、啓発活動については現在までも行っておりますし、先ほど水道課長のほうからも説明ありましたとおり、水質等の変化があった場合につきましては、関係課集まりまして農協等と協議の上、その特定、場所の特定等を進めるような形で連携を図りながら、現状そういった作業に当たっているという状況にございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 そうしますと、私が聞いた話はちょっと大げさだったんだということなんでしょう。水道課だけじゃなくて、関係各課協力して原因特定やそういうものに当たっているということは間違いないんだというふうに、今お聞きしたので安心いたしました。今後ともそのような連携体制をきちんとつくって進めていただきたいと思います。

それで、今後このようなことがないようにという部分が一番願うところなんです、今お聞きしていると、大変ずさんな管理をしていたんではないかと思われる農家が存在したということはどうも事実のようです。それで、これは本当に珍しい希有の事例なのか、それとも似たような管理をしているところがほかにもあるのかどうか、そのあたりはどうでしょうか。

●委員長（南谷委員） 産業振興課長。

●産業振興課長（川越課長） 酪農家の家畜ふん尿の体制の問題ですけれども、今おっしゃられているところにつきましては、まずは再発防止ということで、私どもも含めて農業関係のほうでは農協さんの協力を得ながらパトロールという形で、そういう危険性のあるところが、危険があるのかないのかという部分を体制を強化したところであります。

現在のところ、今回と同様なずさんな管理されているという部分につきましては、ここここあるというようなことは承知しておりません。ただ、そういう有事の際に何か起こらないような、まず周知は広報誌におきまして、適切なふん尿の散布、管理につきましては周知をさせていただいておりますし、今後につきましても、機関誌等を通じてそういうことがないように努めてまいりたいと考えているところでございます。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

●室崎委員 もっと断定的な答弁が出てくるのかと思ったんですよ。ほかはないんですよ。パトロールし調査した結果、ほかにはありませんでしたというような話が出てくるのかと思ったら、あるなしの話で逡巡した上に、ほかにあるとは聞いておりませんというような言い方をするんですね。これではちょっと安心できないんですがね。そのあたりどういう調査をし、どこまできちんとと言えるようになっているのか。これどうなんですか。

●委員長（南谷委員） 答弁調整のため、委員会を休憩いたします。

午後 1 時47分休憩

午後 1 時53分再開

●委員長（南谷委員） 委員会を再開いたします。

産業振興課長。

- 産業振興課長（川越課長） 大変貴重なお時間を本当に申しわけございません。

今、まずは適正な管理を農協が営農指導という形でしておりまして、この中でそのような現状でオーバーフローするようなところは現在はありません。

それで、しそうなった場合につきましては、堆肥センターに持ち込むですとか、農協さんのほうにまず指導しながら、そういう場合が出た場合については関係機関と連携の中で、当然庁内の連携も含めて、そのようなことが発生しないような今体制を組んでるところでございます。

- 委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

- 室崎委員 それを聞いたかったんです。

今もまだあるかもしれませんということでは、何のためにこの経験をしたんだということになるわけですよ。ですから、絶対そういうことはないような体制をつくっているし、そんな扱いをしている農家はないということは調査してますと、やはりここで言うてもらわないと、こちらとしては安心できないということなんです。分かりました。非常に力強い答弁をいただいたと理解します。

それで、事件が起きてからの対応なんですが、まず直後、この汚濁物質が送水管に入ってくるという事態を早期に発見して、取水をとめ、その後一連の行動を行っていった、その対応は私は見事だと思います。適正かつ妥当な処置をしたものと解します。厚岸町の水道課の職員並びに技術職員が非常にレベルが高いということの実証であろうと、そのように思います。それができたということは、時間帯もよかったというようなことはあるかもしれませんけれども、よくそこでもって食いとめることができたなと思っております。

ただ、一落ちつきしてからの話なんです。これは平成30年1月29日に起きた出来事なんです。これが議会の我々がそのようなことがあったと知ったのは、12月の補正予算の項目の質問に対する答弁で初めて分かったわけです。議長も知らなかった。厚文の委員会にも話はなかった。また、もちろんこれは公表されていなかった。なぜ、公表というのはその直後にやれという意味ではないですからね。直後にやるというと、みんな水を一斉に使うおそれがあるので、普通よりもはるかに水が消費されてしまうと断水せざるを得なくなるということがあるから、そのときはできないというのは分かります。一落ちつきしてからの話です。それ、公表はしない、議会にも言わない、黙ってる。これは誰がそのような判断をしたんですか。それから、公表をしなかった理由は何なんですか。これについてお聞きしたい。

- 委員長（南谷委員） 水道課長。

- 水道課長（遠田課長） まず、すぐ公表しなかったというのは今おっしゃられたとおり、直後に断水する可能性を広報してしまいますと、皆さん当然水を確保しますので、想定

していた貯水量を確保できなくて、早期に断水に至るおそれがあるということで、このような場合は一般的には行いません。

事後の対応なのですが、従来も先ほど言いましたように、水処理はできるけどもちょっと濃度が高くて停止したという事例は何回かありますが、その都度公表するということはありませんでした。今回の場合についても、給水に特に影響がないと判断しましたので、事後であってもそこは公表しないとしておりました。

その公表の基準というのも、当時、当時といいますか、従来持ち合わせておりませんでしたので、給水に特に影響がないものという状態では公表しないとしていたということでございます。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 家畜ふん尿が大量に流れ込んで、それで道からも職員が来て事情聴取をするとか、現場を見るとか、大騒ぎになってるんですよ。それが断水さえしなければ、ちょっと雨が降ったときに川の水が少し不適當になったから取水をとめたときと同じに考えればいいんだと。断水さえしなければ、議会にも言う必要ないし、公表する必要もないんだと。そういうレベルに落とし込んだわけですね。どうもそのあたりが分からない。

ちらちら聞こえてくる話の中には、こんなもの公表すると厚岸町のイメージが落ちる、水道の水源地の川に牛ふんが流れ込むような町だと、そんな話がぼんぼんと流れれば、今売り出しの何とかのイメージにもさわるだろう。なるべくこういうものは表に出さないほうがいいんだと。そういう判断をしたんじゃないかという人もいるわけですよ。そういう疑いまで持たれているんですよ。これ、どの段階でそういう判断をするんですか。水道課一課でもって判断するんですか。これはやはりきちんと教えていただかないと、今後にさわれます。

厚文で説明受けたときに、厚文の委員さんたち何と言ったでしょう。何のために議会があるんだと我々言われるよというわけですよ。いい話は黙っててもどんどんどん、それは外に流れますけどね、こういうような、いわば嫌な話はきちんとこっちから積極的に公開しなければ、情報公開というのは成り立たないんですよ。もう一度ちゃんと話してください。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） これは大事な問題でございまして、今太田の問題で今いろいろと議論されておりますが、なぜ委員会に、ないしは協議会に報告なかったのかというお話がありますが、行政側にいたしますと、本来は私が最高責任者でございます。しかしながら組織としては原課の判断にお任せをしていることなんです、原課としては今担当課長からのお話があったとおりであろうと思っております。そこで、この機会ですから明確にさせていただきたいと思います。

今回の事案と、またこれからも同じような問題が起きてくると思います。あれもこれも委員会なり、さらにはまた議員協議会、さらには定例会における、または臨時議会で

も結構です。行政報告をしなければならないのかどうか、その判断は非常に難しいんです。議員側からしますと、今、今回の太田地区の問題もそうでありますけども、なぜ言わなかったということになるでしょうけど、行政側にすれば、いろいろな問題も抱えている中で、これは皆さん方のほうに、皆さんというのは議会のほうに報告をしないほうがいいじゃないかという場合もあるんです。

しかし、私からお願いします。何かそういうことを耳にしたならば、議員のほうからも議会のほうからも、これはどうなっているんだと、これは議会で説明すべき課題でないのかということを経験的に行っていただきたいと思います。これからの議会運営なり行政運営にかかわる重要な課題なんです。私の町長としての考え方は、もう議会側と常に密に連携をとりながらいろいろとやっているつもりであります。

ですから、そういう点について、今回の問題については私も釈明というわけではないですけども、原課でそういう判断をしたわけですから、それは私の責任なんですけれども、今後の問題としまして、これを契機にして、何とぞ議会側と行政側が円滑な運営できるようにこれから進めていきたい。さらに密にしていきたい。そういうふうに考えておりますので、ご理解いただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

●委員長（南谷委員） 6 番、室崎委員。

- 室崎委員 一般論としては私も町長と全く同じ考えで、私は厚文の委員長という職を預かっているときには、自分の耳に挟んだような問題や、あるいはこういうような問題では少なくともこの問題については厚文にかけたらどうだということは、担当課長にいつも相談しておりました。そういうふうに進めております。ただ今回の事案に関しては、全く耳に入らなかった。隠してたのかと言いたくなるぐらい耳に入らなかった。それは事実です。

それで、最後になりますけれども、厚文と議員協議会に説明がありました。まず1月、今年の1月8日に厚文で説明がありました。これも私、水道課長のところに行って、厚文でちゃんと説明したほうがいいと思いますよと助言をしたつもりです。また、水道課長のほうからも、これは厚文で言いたいんだけどという申し入れもありました。

それでですね、このときに厚文に出席された担当者、議員協議会に出席したときも同じでしたが、これは水道課長だけなんです。私ども厚文ではその後、副町長に申し入れをしてますね。何で副町長来なかったんだと。厚文の課長だけでもって、ああします、こうしますって言えないものたくさん含んでいるじゃないかと。しかも、この1年間何もこちらに知らされなかったことについても、非常に疑義を持っているということは副町長に言いましたよね。副委員長と一緒にいったわけだ。1人ではうまくないと思ったから。ところが、議員協議会でもまた出てきたのは水道課長だけ。話も同じ範囲でした。

非常にね、先ほど来、この関係各課が連携をもつてものを進めるんだと言いながら、結局は水のことだから水道課がやっておけと言ってるんじゃないかと印象を与えているんですよ。こういうことで、果たしてこの後、きちんとした対応がとれるんだろうかという疑問を持たざるを得ない。当日町長は厚文の日ですが、たしか町外に出てらっしゃったと思うんです、私の記憶では。副町長はいらっしゃったですよ。ただ、何か重要な

儀礼的公務があって、厚文には出てられないという話ですというのはほかの方から聞いたんですがね。そういう中で、それならば副町長がもし出れないならば、他の関係各課の課長もみんなそろってきて説明するような連携体制というか、それがないとすれば、これは非常に不幸なことであるなど、そのように思いますがいかがでしょうか。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今回の事案についての委員会報告に対して、副町長が説明なかったという件なんですけど、これも先ほどと同じようなことしか私考えてません。といいますのは、私も含めてです。こちらの行政側で重要なやっぱり副町長なり町長が出て説明すべきであるという判断をする場合あるんです。また、担当課長だけで済むということがあります。

委員会といいますのは、私から、皆さん方ご承知のとおりと思いますが、議会の内部機関なんです。ですから、委員会開催するに当たって、参加説明委員として誰を何日やるんでお願いしたいというのは、委員長名でないんです。議長名で我々のところに来るんです。しかしながら、担当の人方はその必要に応じて副町長にとか、私にとか、いう連絡があるわけでございまして、今回の事案については、本当に室崎議員が言うような重大な問題であるという認識に私も立つわけではありますが、どうか今回の副町長が説明に来なかったということは、今後の大きな反省点として考えていきたいと思いますので、この点についてはご理解いただきたいと思います。（「これ以上やっても平行線ですから、ここでやめますけれども」の声あり）

●委員長（南谷委員） よろしいですか。（「これで結構です」の声あり）
2項、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） なければ、進めてまいります。
3項特別利益。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、収益的収入を終わります。
次に、収益的支出に入ります。
1款水道事業費用、1項営業費用。

（な し）

●委員長（南谷委員） 7ページでございます。
2項の営業外費用。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、収益支出を終わります。

1 ページにお戻りください。第4条、資本的収入及び支出の補正です。

8 ページをお開きください。資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 資本的支出を終わります。

2 ページにお戻りください。第5条、企業債の補正です。

第6条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 第7条、他会計からの補助金の補正です。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 第8条、たな卸資産購入限度額の補正です。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 3 ページ、4 ページは補正予算実施計画です。

5 ページは予定キャッシュフロー計算書です。

9 ページから12ページは予定貸借対照表と注記です。

これらについて質疑ございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） 以上で、質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定しました。

- 委員長（南谷委員） 議案第18号 平成30年度厚岸町病院事業会計補正予算を議題といたします。

最初に1ページ、第2条、業務の予定量です。

2ページをお開きください。第3条、収益的收入及び支出です。

8ページでございます。収益的收入から進めてまいります。

1款病院事業収益、1項医業収益。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 2項医業外収益。

（な し）

- 委員長（南谷委員） 以上で、収益的收入を終わります。

次に9ページ、収益的支出に入ります。

1款病院事業費用、1項医業費用。

6番、室崎委員。

- 室崎委員 お聞きしますが、何年か前に説明を受けたんですが、根釧地域というのは、釧路、根室地域の医療施設のネットワークをつくるということで、たしかメディネットたんちょうとかという名前で言ったと思うんですが、これが発足して、釧路地方、根室地方の多くの病院がこれに関与しているとうかがってますが、この組織と、それから町立病院の立ち位置、そういうものについて教えてください。

- 委員長（南谷委員） 病院事務長。

- 病院事務長（土肥事務長） 釧路、根室管内の病院、それから診療所含めまして、検査ですとか、検査項目ですとか、レントゲン結果ですとか、場合によっては診療の情報ですね、これをインターネットを介しまして、そこから届け出た患者さんですね、患者さんが、了解を得た患者さんですね、患者さんの情報だけを患者さんが希望する病院へ送

信できる、あるいはよそからの病院からそこを情報を得られる、そういう概略的にはそういうシステムです。

これはインターネットを介してますので、そういう設備があるということと、それから電子カルテですね、電子カルテが主にきちっとした整備がない病院は発信は余りできない。ほかの病院は、医院もそうですが、一部の情報は見られるという双方向、全部の病院が双方向ではありませんが、大きな病院同士では双方向。だから町立病院は出すことは今できませんけれども、見ることができるということで、釧路管内、釧路管内と言いましても、釧路市内の大きな病院ですが、そちらから30名少し、正確にはちょっと今すぐ出せませんが、30名少しの患者さんが登録をして、うちの病院でも見られるという、情報の一部を見られるという、そういったネットワークになります。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎医院。

●室崎医院 概略分かりました。

その双方向でのやりとりができるというのを、開示病院と言うんですね。これは間違いないですね。

●委員長（南谷委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） おっしゃるとおりで、情報を出す側は開示病院、見る側は閲覧する病院ということになります。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎医院。

●室崎医院 閲覧する側が参照病院と言いましたかね。

開示病院というのはそんなに数ないですね。釧路市立病院、考仁会、釧路赤十字、釧路労災、釧路協立病院、すこやかクリニック、知床羅臼診療所、標津国保病院、町立中標津病院、町立別海病院、市立根室病院というふうに、これはネットで見たんですけどね。絵入りで書いてました。

町立病院は、参照病院として一覧表が上がってますが、その中にありましたですね。町立病院が開示病院にならない理由というのは何なんでしょうか。

●委員長（南谷委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） まず必ずということではありませんが、電子カルテというのが基本にありまして、そちらから特別に設置されたサーバーへの接続をするということが大条件であるということと、むしろ町立病院の場合は見る側で、うちの情報というのはそんなに役に立たないとは申しませんが、ほとんど釧路に送るような患者さんでするので、それほど緊急的な情報は対応できなくても今のところは足りているだろうということと、CDですとか、そういったものというのを直接患者さんなり家族さんにもつ

て転送をするということもできますので、メディネットの場合は時間差がちょっとやはりあります。時間差がどうしてもすぐには対応できません。

そうしますと、うちの病院に入った患者さんは緊急に見てもらうという必要性がありますので、ここまでネットにつないで費用も3,000万円ぐらいかかりますし、母体となる電子カルテというのがきちんと持っていなければスムーズなアクセスというのはできないということです。とりあえずの患者さんへの対応は、緊急な対応については、逆に持っていったもらったほうが早いということもありますし、今現在はちょっと見送っているという段階で、おっしゃるように大きな病院、そういう設備を持っている大きな病院のネットワークは組まれておりますが、標茶ですとか厚岸ですとか、中規模以下の床の病院については今は参照病院がほとんどになっていると理解しております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎医院。

●室崎医院 設立当時の経緯もあるのか、根室支庁管内は結構多いですね、町立病院だとか、そういうのもね。それはいいんです。今のお話伺って、開示病院になる分については費用対効果を考えると、そこまではいいんじゃないかという話でした。参照病院として、大きな病院からの情報を送ってもらうということについては入ってるわけですね。やはり相当に効果のあるものですか。

●委員長（南谷委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 設立以来すぐに町立病院も参照病院の手続を踏みました。これは2月末の段階で33人、今、各病院から連携した情報が得られるということですが、ほとんどが釧路の病院で急性期を終わって、ある程度落ちついた方がいますので、効果というよりはその後の療養に使うということになります。外来に見れる装置がありますので、先生方は必要に応じてそこで見ていると、参照しているという状況があります。

●委員長（南谷委員） よろしいですか。

他に、1項でございせんか。（「済みません、結構じゃなかったんです。ごめんなさい、お願いします」の声あり）

●委員長（南谷委員） しっかりしてください。

6番、室崎委員。

●室崎委員 もう1点あったのを忘れてました。失礼しました。

前に私お聞きしたんですが、救急車で夜、町立病院に入った方がそこで治療を受けてよくなったというんだけど、真夜中になってしまった。そのときに帰らないと言われても、帰れない人がいる。そういうものに対する手当というのが必要でないかということが提言させていただいたつもりですが、その部分について何か改善点があるのかどうか、お聞かせいただきたい。

●委員長（南谷委員） 病院事務長。

●病院事務長（土肥事務長） 質問いただいて、すぐ病院の中でも看護部門とも協議しましたが、これまでも毛布を出したり、そこにとどまってもらうということはしているということで、たまたまそういう方が車が用意できないのかできるのか、全く勘違いを看護婦のほうでして、声をかけないでしまったというケースがあったということは聞きました。それが該当するのかなとは思いましたが。

病院の場合は、24時間暖房を行ってますので、次の日までそこにとどまるということもできますし、ちょうどそういうふうにとどまる方もいますので、必要な方には毛布を提供したりして、朝までいてもらうということも行っているということが確認できましたので、今後もそういうきちんと声かけをした中で病状にもよりますし、それから車の手配なんかも自己判断で、運転する方が横にいらっしゃるという勘違いをするようなことのないように対応してもらうようには看護婦内とは打ち合わせをして、今はきちんと声かけを行っているのかなと思っております。

●委員長（南谷委員） 6番、室崎委員。

●室崎委員 そうであればいいんですけれども、漏れのないように町立病院の一つの方針として、そのようなことが行われると、要するにたまたま担当の人が気がきく人であればそういうことができたけども、気がきかない人であれば漏れてしまったというのでは、病院の体制としてできてないということになりますからね。そのあたりをきちんとしていただきたいと、そういうことなんです。誰でも分かるように掲示をすとか、あるいはパンフに書くのかどうか、それは分かりませんが、誰でもがそういう病院なんだということがきちんと分かるような、そういう方式をとっていただきたいと思いますがいかがでしょう。

●委員長（南谷委員） 町長。

●町長（若狭町長） 今これまた本当に重要な質問でございまして、開設者という立場でお答えをさせていただきます。

まずさくらハイヤー、町内1社しかないものですから、これが8時以後なくなったということで、かつては音喜多議員からも病院の関係で質問を受けたこともあるんですが、本当に夜間ハイヤーがないということは、商店街の方々はもちろんでありますが、特に緊急で来た患者さんの方、そしてまた付き添いの方等々の問題があるわけでありまして。今言ったとおりなんです。そういう面におきましては、今事務長からご答弁ありましたとおり、万全な体制をとらないといけないと、そういう場合はそういうふうを考えておりますので、最善の努力をさせていただきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。（「結構です、失礼いたしました」の声あり）

●委員長（南谷委員） 1 項、他にございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項医業外費用。質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、収益的支出を終わります。

3 ページにお戻りください。第 4 条、資本的収入及び支出です。

11 ページをお開きください。資本的収入から進めてまいります。

1 款資本的収入、1 項企業債。

（な し）

●委員長（南谷委員） 2 項補助金。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、資本的収入を終わります。

次に、資本的支出に入ります。

1 款資本的支出、1 項建設改良費。質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 以上で、資本的支出を終わります。

3 ページにお戻りください。第 5 条、企業債です。

第 6 条、議会の議決を経なければ流用することのできない経費です。

（な し）

●委員長（南谷委員） 4 ページです。第 7 条、他会計からの補助金です。

5 ページ、6 ページは補正予算実施計画です。

7 ページは、予定キャッシュフロー計算書です。

12 ページから 14 ページは予定貸借対照表と注記です。質疑ございませんか。

（な し）

●委員長（南谷委員） 総体的にございませんか。

(な し)

- 委員長（南谷委員） なければ、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は、討論を省略し、原案のとおり可決すべきものと決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長（南谷委員） 異議なしと認めます。

本案は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

- 委員長（南谷委員） 以上で、平成30年度各会計補正予算審査特別委員会に付託された補正予算9件の審査は終了いたしました。

よって、平成30年度各会計補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

午後2時30分閉会

以上のように会議の次第を記載し、ここに署名する。

平成31年3月11日

平成30年度各会計補正予算審査特別委員会

委員長